

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|-----------------|-----------|-----------|
| 岩国市 | 米川地区(北部地域、南部地域) | 令和3年3月23日 | 令和5年3月30日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 220.4ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 130.6ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 101.4ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 8.9ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 88.6ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 2.7ha |

(備考)

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体の引き受け意向がある耕作面積は2.7haで、70才以上で後継者未定の農業者と後継者の不明な農業者を合わせた面積は97.5haであり、おおむね5年後には94.8haの新たな農地の受け手の確保が必要と見込まれる。今後の担い手を地区内外ともに発掘していく必要がある。
1つの多面的機能保全会があるが、高齢化により個人での維持が困難な農地や不在地主が多く農家戸数が減少している。
担い手の経営圃場も点在するものが多く集積の協議が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

北部地域(下長野集落、中長野集落、東長野集落、上長野集落、鳴川集落、中島集落、末法集落、下須通集落)

4中心経営体を主体に、話し合いを持ちながら、おおむね5年の対応をしていく。
兼業農家や、退職後の若手農家が中心となって営農継続できるような支援や、法人化についての勉強会をしていく。

南部地域(中差川集落、下差川集落、上差川集落、井堀集落、東中村集落、中中村集落、西中村集落、上相津集落、下相津集落)

中曽根環境保全会と8中心経営体を主体に、話し合いを持ちながら、おおむね5年の対応をしていく。
兼業農家や、退職後の若手農家が中心となって営農継続できるような支援や、法人化についての勉強会をしていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|------|---------|--------------|---------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 計 | 12人 | | 12.2 ha | | 14.9 ha | |

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。